

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する 基本方針（案）についての概要

1. 審議の経緯

平成20年 5月14日	交通政策審議会に諮問
平成20年 7月 4日	港湾分科会にて審議
平成20年10月 9日	答申

2. 基本方針（案）について

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の変更案について「妥当である」との答申を頂いた。
なお、変更のポイントは次のとおり。

1) 地球温暖化防止対策について

第IV編「良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応」において、地球温暖化防止対策に関する章を新たに設け、以下の施策を記述。

- 環境負荷の小さい物流体系の構築
- 港湾の活動に必要な設備等における先進的な技術の導入
- 再生可能エネルギーの利活用
- CO2の吸収源対策

2) 新規施策等の追加等について

国土形成計画等の上位計画、及び基本方針（H16.10）の変更以降の交通政策審会の答申を踏まえ、新規施策等を追加、これまでの施策を見直し。

- 物流
 - ・「スーパー中枢港湾」について、対象港湾や施策を明確化。
 - ・「臨海部の産業立地・活動環境の向上」に関する施策を追加。
 - ・「臨海部物流拠点」、「臨海部産業エリア」に関する施策を追加。
- 国民の安全・安心
 - ・緊急物資の中継拠点として機能する「基幹的広域防災拠点」を追加。
 - ・「事業継続計画（BCP）」に関する施策を追加。
- 広域連携
 - ・「京浜港の3港」の一体的取組みの必要性を明確化。
 - ・「大阪港、神戸港」の一体的取組みの必要性を明確化。

3. 今後の対応

答申を踏まえ、今後、港湾法に規定する関係省庁及び港湾管理者への協議を行い、年内に新たな基本方針として告示予定。